

経 済 産 業 省

20251107貿局第2号
輸出注意事項2025第27号
経済産業省貿易経済安全保障局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和7年11月14日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を別紙1から5までの新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和8年2月14日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別紙1（輸出貿易管理令の運用について）の「1 輸出の許可」1-1（7）（イ）表中「銃砲弾」及び「4 特例」の改正規定 公布の日の翌日
- 二 別紙1（輸出貿易管理令の運用について）の「貨物等省令第2条の2第2項第四号ロ（一）の滅菌」及び「貨物等省令第2条の2第2項第四号ロ（一）の消毒」改正規定 公布の日の翌日
- 三 別紙1（輸出貿易管理令の運用について）の「2 輸出の承認」2-1-1（2）、2-2（1）、付表1及び別紙第1の改正規定 令和7年12月1日
- 四 別紙3（包括許可取扱要領）の様式第18の5及び様式第24の改正 公布の日
- 五 別紙5（大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について）の改正規定 公布の日

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け輸出注意事項 6 2 第 1 1 号）

改 正 後				現 行			
1 輸出の許可				1 輸出の許可			
1-1 輸出の許可				1-1 輸出の許可			
(7) 輸出令別表第 1 の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可				(7) 輸出令別表第 1 の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可			
(イ) 輸出令別表第 1 の解釈				(イ) 輸出令別表第 1 の解釈			
(略)				(略)			
輸出令 別表第 1 の項	輸出令別表第 1 中 解釈を要する語	解 釈		輸出令 別表第 1 の項	輸出令別表第 1 中 解釈を要する語	解 釈	
1	(略)	(略)		1	(略)	(略)	
	銃砲弾	空気銃、散弾銃、ライフル銃又は火縄式銃砲に用いる銃砲弾であって、スポーツ用又は狩猟用のものを含む。	<u>次のいずれかに該当するものを除く。</u> <u>イ 外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品のうち、船舶又は航空機で使用するように特に設計したものであって、関税法第 2 3 条に基づく積込み承認を受けたもの</u> <u>ロ 本邦において国際的な規模で開催されたスポーツ競技大会で自己の用に</u>		銃砲弾	空気銃、散弾銃、ライフル銃又は火縄式銃砲に用いる銃砲弾であって、スポーツ用又は狩猟用のものを含む。	外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品のうち、船舶又は航空機で使用するよう特に設計したものであって、関税法第 2 3 条に基づく積込み承認を受けたものを <u>除く。</u>

		<u>供するために本邦において入手したもの</u>
(略)	(略)	
火薬類	火薬類取締法（昭和２５年法律第１４９号）第２条第１項に掲げる火薬、爆薬又は火工品（輸出令別表第１の１の項（１）及び（２）に該当するものを除く。）を含む。	次のいずれかに該当するものを除く。 イ～ト （略） チ <u>火薬類取締法第２条第１項第二号ハに規定する硝酸エステルを含む医薬品又は治験薬であって、個人使用のための個別包装（瓶、バイアル、チューブ、ＰＴＰ包装シート等に詰められたもの）</u> されたもの
(略)	(略)	
2	(略)	
干渉計	次のいずれかに該当するものを含む。 イ レーザードップラー干渉計 ロ 反射システムを用いた速度干渉計 ハ 二光線干渉計 ニ 光通信ドップラー速度計（ヘテロダイン速度計）	

(略)	(略)	
火薬類	火薬類取締法（昭和２５年法律第１４９号）第２条第１項に掲げる火薬、爆薬又は火工品（輸出令別表第１の１の項（１）及び（２）に該当するものを除く。）を含む。	次のいずれかに該当するものを除く。 イ～ト （略） （新設）
(略)	(略)	
2	(略)	
干渉計	次のいずれかに該当するものを含む。 イ レーザードップラー干渉計 ロ 反射システムを用いた速度干渉計 ハ 二光線干渉計 ニ 光通信ドップラー速度計（ヘテロダイン速度計）	

		ホ <u>マイクロ波速度干渉計</u> <u>(光マイクロ波混合速度計を含む。)</u>	
	(略)	(略)	
3	(略)		
3 の 2	(略)	(略)	
	<u>ボツリヌス神経毒素</u>	(略)	(略)
	(略)	(略)	
	<u>遠心分離機及び使い捨て式の遠心分離機</u>	(略)	
	(略)		
	<u>貨物等省令第2条の2第2項第四号ロ（一）の滅菌</u>	物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは <u>化学薬剤</u> の使用により、 <u>当該装置から全ての生きている微生物を除去することを意味する。</u>	
			(削る)
	<u>貨物等省令第2条の2第2項第四号ロ（一）の消毒</u>	<u>化学薬剤の使用により、微生物（通常、細菌の芽胞以外）の数を減少させるプロセスを意味するが、必ずしも全ての微生物を殺したり除去するものではない。</u>	
	(略)	(略)	
	エアゾール発生装置	(略)	

		(新設)	
	(略)	(略)	
3	(略)		
3 の 2	(略)	(略)	
	<u>ボツリヌス毒素</u>	(略)	(略)
	(略)	(略)	
	遠心分離機	(略)	
	(略)		
	<u>滅菌又は殺菌をすることができるもの</u> <u>の</u>	物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは <u>化学物質</u> の使用により <u>当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。</u>	
			<u>当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。</u>
	(新設)	(新設)	
	(略)	(略)	
	エアゾール発生装置	(略)	

	<u>システム合成スケール</u>	<u>システムに互換性のある最大の反応容器を用いて合成できる最大量 (mmol) をいう。複数のペプチドが並行して生成される場合は、最大の互換反応容器 (L) の合計をいう。</u>
4	(略)	
5	(略)	(略)
	真空噴霧法	溶融した金属流を真空中で吸蔵したガスを急速に放出させることによって、 <u>直径 5 0 0 マイクロメートル以下の溶滴</u> にする方法をいう。
	ガス噴霧法	溶融した金属合金の流れを高圧ガス流によって、 <u>直径 5 0 0 マイクロメートル以下の溶滴</u> にする方法をいう。
	回転噴霧法	溶融した金属流又は溶湯を遠心力によって、 <u>直径 5 0 0 マイクロメートル以下の溶滴</u> にする方法をいう。
	(略)	
	プラズマ噴霧法	不活性ガス雰囲気中でプラズマトーチを使用して、溶融流体又は固体金属を直径 5 0 0 マイクロメートル以下の <u>溶滴</u> にする方法をいう。
	<u>超音波噴霧法</u>	<u>溶融した金属合金の流れを超音波振動によって、直径 5 0 0 マイクロメートル以下の溶滴にする方法をいう。</u>
	(略)	
	貨物等省令第 4 条第十六号中のほう素、ほう素合金、その混合物	(略)
	<u>接種剤</u>	<u>結晶核生成を促進し、固化欠陥を抑制するために結晶境界の総面積を増加させる添加物をいう。</u>
	<u>高エントロピー合金</u>	<u>以下に掲げる 5 つ以上の主要な金属元素を含み、それぞれの原子濃度が 5 % から 3 5 % の範囲内である合金をいう。</u>

	(新設)	(新設)
4	(略)	
5	(略)	(略)
	真空噴霧法	溶融した金属流を真空中で吸蔵したガスを急速に放出させることによって、 <u>径 5 0 0 マイクロメートル以下の溶滴</u> にする方法をいう。
	ガス噴霧法	溶融した金属合金の流れを高圧ガス流によって、 <u>径 5 0 0 マイクロメートル以下の溶滴</u> にする方法をいう。
	回転噴霧法	溶融した金属流又は溶湯を遠心力によって、 <u>径が 5 0 0 マイクロメートル以下の溶滴</u> にする方法をいう。
	(略)	
	プラズマ噴霧法	不活性ガス雰囲気中でプラズマトーチを使用して、溶融流体又は固体金属を直径 5 0 0 マイクロメートル以下の <u>滴の状態</u> にする方法をいう。
	(新設)	(新設)
	(略)	
	貨物等省令第 4 条第十六号中のほう素、ほう素合金、その混合物	(略)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)

			アルミニウム、チタン、バナジウム、クロム、マンガン、鉄、コバルト、ニッケル、銅、ジルコニウム、ニオブ、モリブデン、ハフニウム、タンタル、タングステン
	耐火性のある金属又はその合金		ニオブ、モリブデン、タングステン若しくはタンタル又はこれらの合金をいう。
	(略)		(略)
6	(略)		(略)
	次の全てに該当するもの		(略)
	貨物等省令第5条第八号ロ(三)3中の測定の不確かさ		測定可能な変数の真の値が、信頼度95%で出力値のどの範囲にあるかを特定する特性パラメータをいう。これには、未補正の系統的偏差、未補正のバックラッシュ、ランダム偏差が含まれる(国際規格ISO 10360-2)。
	(略)		(略)
7	輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの	(略)	貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワまで又は同条第三号から第十号まで、第十一号から第十六号の二までに該当するものであって、他の貨物(輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。)に使用するように設計したものを除く。
	(新設)		(新設)
	(略)		(略)
6	(略)		(略)
	次の全てに該当するもの		(略)
	(新設)		(診察)
	(略)		(略)
7	輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの	(略)	貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって、他の貨物(輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。)に使用するように設計したものを除く。

(略)	(略)
貨物等省令第6条 第一号カに規定する 相補型金属酸化 膜半導体集積回路	極低温CMOS又はクライオCMOS集積回路ともいう。
(削る)	(削る)
合計処理性能 (T P P)	<u>2 x Mac TOPS x 演算のビット長であり、集積回路上のすべてのプロセッサユニットにわたって集計される。</u> <u>Mac TOPSは、積和演算 ($D=A \times B + C$) における理論的なピーク値で、毎秒テラ (10^{12}) オペレーションの数を示す。2は、データシートの目的のために、積和演算 $D=A \times B + C$ を2つのオペレーションとしてカウントする業界の慣習に基づいている。したがって、2 x Mac TOPSは、データシートに報告されるTOPSまたはFLOPSに対応する場合がある。演算のビット長は、乗</u>

(略)	(略)
貨物等省令第6条 第一号カに規定する 相補型金属酸化 膜半導体集積回路	極低温CMOS又はクライオCMOSともいう。
貨物等省令第6条 第一号ヨ中の集積 回路	<u>グラフィカルプロセッサユニット (GPUs)、テンソルプロセッシングユニット (TPUs)、ニューラルプロセッサ、プロセッサ内蔵メモリ、ビジョンプロセッサ、テキストプロセッサ、コプロセッサ又はアクセラレータ、適応型プロセッサ、フィールドプログラマブルロジックデバイス (FPLDs) 及び特定用途向け半導体 (ASICs) を含む。</u>
合計処理性能 (T P P)	<u>集積回路上の全てのプロセッサユニットにわたって演算ビット長にテラ (10^{12}) オペレーション毎秒 (TOPS) で測定された処理性能を乗じたもの。</u> <u>例えば、それぞれ16ビット演算で200TOPSの性能を持つ2つのデジタルプロセッサユニットを備えた集積回路のTPPは 6400 (2プロセッサ×200TOPS ×16ビット=6400) となる。</u> <u>貨物等省令第6条第一号ヨ (三) において、各アナログ基本演算ユニットのTPPは、TOPSで表される処理性能に</u>

	<u>算器操作の入力の最大ビット長となる。集積回路上の各処理ユニットの「TPP」の合計は、「TPP」= TPP₁ + TPP₂ + + TPP_n（ここでnは集積回路上の処理ユニットの数）。</u> <u>MacTOPSのレートは、理論的に可能な最大値で算出される。集積回路のマニュアルやパンフレットで製造者が主張する最高値と仮定される。たとえば、TPPの閾値6,000は、8ビットで750テラ整数演算（または2 x 375 MacTOPS）または16ビットで375テラFLOPS（または2 x 150 MacTOPS）で達成できる。集積回路が異なるTPP値を達成する複数のビット長を持つMAC演算として設計されている場合、最大のTPP値を貨物等省令第6条第一号ヨ中の集積回路のパラメータに対して評価する必要がある。</u> <u>疎行列と密行列の両方の処理を提供する場合、合計処理性能（TPP）値は、密行列の処理の性能実力値とする。</u> <u>（例えば、スパース性を利用した高速化演算処理は行わないものとする。）</u> （削る）	
		<u>8を乗じたものとする。</u> <u>TOPS値は、全ての演算ユニットが同時に動作している場合に理論的に可能な最大値とする。</u> <u>TOPS値と総計双方向転送レートの総計値は、メーカーがそのチップのマニュアル又はパンフレットで主張する最高値を用いる。</u> <u>演算のビット長は、その演算の入力又は出力の最大ビット長と等しいとする。さらに、プロセッサユニットが異なるビット長×TOPS値を実現する演算用に設計されている場合は、最大ビット長×TOPS値を使用しなければならない。</u> <u>疎行列と密行列の両方の処理を提供する演算ユニットは、TOPS性能実力値は、密行列の処理の性能実力値とする。（例えば、スパース性を利用した高速化演算処理は行わないものとする。）</u> <u>TOPSの計算に関連する演算は、スカラー演算、ベクトル演算、行列演算又はテンソル演算などの複合演算のスカラー構成要素の演算の両方を含む。</u> <u>スカラー演算は、整数演算、浮動小数点演算（多くの場合、FLOPSによって測定される）、固定小数点</u>

	(削る)	(削る)	
	(略)		
	(削る)	(削る)	
	(略)	(略)	

	<u>演算、ビット操作演算又はビット演算（AND、OR、XOR、NOT等の論理演算など）を含む。</u>	
<u>基本演算ユニット</u>	<u>0 個以上の変更可能な重みを含み、1 つ以上の入力を受け取り、1 つ以上の出力を生成するものをいう。</u> <u>演算ユニットは、N 個の入力に基づいて出力が更新されるたびに 2 N－1 の演算を実行するものであり、処理要素に含まれる変更可能なそれぞれの重みは入力としてカウントされる。</u> <u>各入力、重み及び出力は、1 つ以上のビットを使用して表されるアナログ信号レベル又はスカラーデジタル値である場合がある。</u> <u>このような演算ユニットには、人工ニューロン、積和演算（MAC）ユニット、浮動小数点ユニット（FPU s）、アナログ乗算器ユニット、メモリスタ、スピントロニクス若しくはマグノニクスを使用した演算ユニット、フォトニクス若しくは非線形光学を使用した演算ユニット、アナログ若しくはマルチレベルの不揮発性重み値を使用する演算ユニット、多値メモリ若しくはアナログメモリを使用した演算ユニット、多値理論のユニット又はスパイクングユニットを含む。</u>	
(略)		
<u>組立品</u>	<u>複数の回路素子、個別部品又は集積回路を特定の機能を行うように相互に接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。</u>	
(略)	(略)	

貨物等省令第6条 第八号の三中の半 導体素子	接合電界効果トランジスタ (J F E T s)、垂直接合電 界効果トランジスタ (V J F E T s)、M O S電界効果 トランジスタ (M O S F E T s)、二重拡散金属酸化物 半導体電界効果トランジス タ (<u>D M O S F E T</u>)、絶縁 ゲートバイポーラトランジ スタ (I G B T)、高電子移 動度トランジスタ (H E M T s)、バイポーラ接合トラ ンジスタ (B J T s)、サイ リスター及びシリコン制御 整流器 (S C R s)、ゲート ターンオフサイリスター (G T O s)、エミッタータ ーンオフサイリスター (E T O s)、P i Nダイオー ド、ショットキーダイオー ドを含む。	
(略)		
サンプリングオシ ロスコープ		(略)
<u>上限三デシベル周 波数</u>	<u>サンプリングオシロスコープの仕様の3デシベル帯域幅又 は可変帯域幅ウィンドウ（使用者が定義可能な中心周波数 又はスパンを持つバンドパスフィルターをいう。）の周波 数範囲の最大上限値のうち大きい方をいう。</u>	

貨物等省令第6条 第八号の三中の半 導体素子	接合電界効果トランジスタ (J F E T s)、垂直接合電 界効果トランジスタ (V J F E T s)、M O S電界効果 トランジスタ (M O S F E T s)、二重拡散金属酸化物 半導体電界効果トランジス タ (<u>D M O S F E T s</u>)、絶 縁ゲートバイポーララン ジスタ (I G B T)、高電子 移動度トランジスタ (H E M T s)、バイポーラ接合ト ランジスタ (B J T s)、サ イリスター及びシリコン制 御整流器 (S C R s)、ゲー トターンオフサイリスター (G T O s)、エミッタータ ーンオフサイリスター (E T O s)、P i Nダイオー ド、ショットキーダイオー ドを含む。	
(略)		
サンプリングオシ ロスコープ		(略)
(新設)	(新設)	

貨物等省令第6条 第十号中のアナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、電子組立品又は装置	(略)	
<u>貨物等省令第6条第十号の二のモジュール、電子組立品又は装置</u>		<u>組み込まれたフィールドプログラマブルロジックデバイスが特定の機能を実行するように固定されている場合を除く。</u>
<u>ユーザー構成可能</u>	<u>貨物等省令第6条第十号の二に掲げるモジュール、電子組立品又は装置が実行する特定の機能を設定するために、ユーザーがF P L D（フィールドプログラマブルロジックデバイス）のロジック構造内のロジックセルやロジックセル間の相互接続を構成または変更できることを意味する。</u>	
<u>ルックアップテーブル入力数の総計</u>	<u>フィールドプログラマブルロジックデバイスまたは他のプログラム可能なアイテムに含まれるすべての物理的L U T（ルックアップテーブル）にわたって累積された、各プログラム可能なルックアップテーブル（L U T）に利用可能な独立した入力の数</u> <u>の総計をいう。例えば、2つのフィールドプログラマブルゲートアレイを含む回路基板があり、それぞれ1 5 0, 0 0 0のプログラム可能なL U Tを持ち、各L U Tが6つの入力を持つ場合、集計ルックアップテーブル入力数の総計は</u> $2 \times 1 5 0, 0 0 0 \times 6 = 1, 8 0 0, 0 0 0$ <u>となる。</u>	

貨物等省令第6条 第十号中のアナログデジタル変換器のうち、アナログデジタル変換を行う機能を有するモジュール、電子組立品又は装置	(略)	
(新設)		(新設)
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	

	(略)	
	不活性ガス	(略)
	貨物等省令第6条 第二十二号及び第 二十三号中の基板 を含む材料	少なくとも一層のエピタキシャル層がある場合は、貨物等 省令第6条第十八号又は第二十四号の規定に基づいて判定 するものとする。
	(略)	(略)
8	(略)	
9	(略)	(略)
	電子式交換装置	(略)
	宇宙空間用の飛し よう体	衛星（宇宙船以外の宇宙空間用の飛しょう体であって、宇 宙ステーションを含む地球又は他の天体の軌道上で活動す るよう設計されたものをいう。）、宇宙探査機（地球に帰 還しないよう設計したもの（衛星又は宇宙船を除く。）。）又は宇宙船（貨物や乗員を輸送するために設計し たものをいう（地球に安全に帰還するよう設計したもの を含む。）。）の形態で、宇宙空間で活動、存続又は宇宙空 間を通過するよう設計された飛しょう体をいう。
		地球外天体の地表若しくは 地下又は大気圏内で活動す るためのみに設計された着 陸船、探査車若しくはその 他の飛しょう体又は準軌道 用の飛しょう体を除く。
	(略)	(略)
	貨物等省令第8条 第九号イ（十 六）、（十七）2	(略)

	(略)	
	不活性ガス	(略)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
8	(略)	
9	(略)	(略)
	電子式交換装置	(略)
	(新設)	(新設)
		(新設)
	(略)	(略)
	貨物等省令第8条 第九号イ（十 八）、（十九）2	(略)

	三、(十八) 中の 操作、管理又は保 守	
	(略)	(略)
1 0	(略)	
1 1	(略)	
1 2	自動制御装置	潜水艇に搭載された装置に適用されるものをいう。
	動作自由度	(略)
	(略)	(略)
1 3	(略)	(略)
	宇宙空間用の飛 しょう体	9の「宇宙空間用の飛しょう体」の解釈に同じ。
	宇宙空間用の飛 しょう体のバス	宇宙空間用の飛しょう体の動作に必要な基本システム及び 宇宙空間用の飛しょう体の <u>ミッション機器</u> の搭載場所を備 えつけた装置をいう。
	宇宙空間用の飛 しょう体の <u>ミッシ ョン機器</u>	宇宙空間用の飛しょう体のバスに設置され、宇宙空間にお ける特定の目的（例．通信、監視、科学、 <u>輸送</u> ）を遂行す るため又は宇宙空間用の飛しょう体はその目的を遂行す るために設計したものをいう（宇宙空間用の飛しょう体のペ イロードともいう。）。
	ペイロードデー タ処理	宇宙空間用の飛しょう体の <u>ミッション機器</u> データの管 理、保管及び加工処理を含 む。
	(略)	(略)
	準軌道用の飛し ょう体	人又は貨物の輸送のために設計したエンクロージャーを有 するものであって、次の全てを行うために設計したものを いう。

	三、(二十) 中の 操作、管理又は保 守	
	(略)	(略)
1 0	(略)	
1 1	(略)	
1 2	(新設)	(新設)
	動作自由度	(略)
	(略)	(略)
1 3	(略)	(略)
	宇宙空間用の飛 しょう体	能動的若しくは受動的衛星又は宇宙探査機をいう。
	宇宙空間用の飛 しょう体のバス	宇宙空間用の飛しょう体の動作に必要な基本システム及び 宇宙空間用の飛しょう体の <u>ペイロード</u> の搭載場所を備えつ けた装置をいう。
	宇宙空間用の飛 しょう体の <u>ペイロ ード</u>	宇宙空間用の飛しょう体のバスに取り付けられる装置であ って、宇宙空間における特定の目的（例．通信、監視、科 学）を遂行するために設計したものをいう。
	ペイロードデー タ処理	<u>ペイロードデータ</u> の管理、 保管及び加工処理を含む。
	(略)	(略)
	準軌道用の飛し ょう体	人又は貨物の輸送のために設計したエンクロージャーを有 するものであって、次の全てを行うために設計したものを いう。

		イ 成層圏を越えて飛行すること ロ <u>飛行経路が地球周回軌道ではないこと</u> ハ 人又は貨物を乗せ、損傷を与えることなく、地球に帰還すること
	(略)	(略)
	貨物等省令第12条第十号の二イ中の最大航続時間	(略)
	<u>貨物等省令第12条第十一号から第二十号までの試験装置、検査装置、製造用の装置</u>	<u>航空機用、航空転用、産業用又は船舶用のガスタービンエンジンに適用されるものを含む。</u>
	(略)	(略)
14	(略)	
15	(略)	

2 輸出の承認

2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認

(1)～(1の3) (略)

(2) 輸出数量等規制物資の輸出承認

輸出数量等規制物資（対象貨物及び規制事由等は、次に掲げるとおりである。）の輸出承認は、原則として、別に定める品目別輸出承認基準により行う。

なお、輸出令第2条第2項に掲げる貨物については、輸出承認に際して農林水産大臣の同意を必要とする。

(イ) 国内需要確保のための輸出規制物資

輸出令別表第2の20及び35の項の中欄に掲げる貨物である。これら貨物の輸出は、国内需要確保に支障がない範囲内で承認を行う。

		イ 成層圏を越えて飛行すること ロ <u>地球周回軌道でない宇宙空間を飛行すること</u> ハ 人又は貨物を乗せ、損傷を与えることなく、地球に帰還すること
	(略)	(略)
	貨物等省令第12条第十号の二イ中の最大航続時間	(略)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
14	(略)	
15	(略)	

2 輸出の承認

2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認

(1)～(1の3) (略)

(2) 輸出数量等規制物資の輸出承認

輸出数量等規制物資（対象貨物及び規制事由等は、次に掲げるとおりである。）の輸出承認は、原則として、別に定める品目別輸出承認基準により行う。

なお、輸出令第2条第2項に掲げる貨物については、輸出承認に際して農林水産大臣の同意を必要とする。

(イ) 国内需要確保のための輸出規制物資

輸出令別表第2の20、33及び35の項の中欄に掲げる貨物である。これら貨物の輸出は、国内需要確保に支障がない範囲内で承認を行う。

なお、輸出令別表第 2 の 19 及び 30 の項の中欄に掲げる貨物は、原則として承認しない。

(ロ) (略)

(3) ～ (5) (略)

2-1-1 の 2 ～ 2-1-2 (略)

2-2 農林水産大臣の同意

輸出令第 2 条第 2 項に規定する貨物の輸出承認に対する同意の取扱いは、次による。

(1) 包括同意

価額の全部につき支払手段による決済を要しない貨物及び保税地域から積み戻す貨物の輸出承認に対しては、農林水産大臣の包括同意が得られている。

(2) 個別同意

包括同意の行われていない貨物の輸出承認に対する同意は、農林水産大臣に対して申請ごとに求めなければならない。

3 (略)

4 特例

4-1 (略)

4-1-2 輸出令第 4 条第 1 項第二号の解釈及び取扱い

(1) ～ (4) (略)

(5) (略)

(イ) 同告示第一号 1 に規定する「本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出されるもの」とは、本邦から輸出した貨物を本邦において修理するために輸入し、修理完了後当該貨物の本邦への輸出者に再輸出するものであって、修理した貨物が本邦から輸出したときの仕様から変更のないものをいい、修理には 1 対 1 の交換を含むものとする。なお、当該修理が無償か有償かを問わないものとする。

(ロ) ～ (ヌ) (略)

なお、輸出令別表第 2 の 19 及び 30 の項の中欄に掲げる貨物は、原則として承認しない。

(ロ) (略)

(3) ～ (5) (略)

2-1-1 の 2 ～ 2-1-2 (略)

2-2 農林水産大臣の同意

輸出令第 2 条第 2 項に規定する貨物の輸出承認に対する同意の取扱いは、次による。

(1) 包括同意

(イ) 輸出令別表第 2 中、次に掲げる貨物の輸出承認に対しては、あらかじめ、農林水産大臣に 対して包括同意を求めることができる。

33 の項 うなぎの稚魚

(ロ) 価額の全部につき支払手段による決済を要しない貨物及び保税地域から積み戻す貨物の輸出承認に対しては、農林水産大臣の包括同意が得られている。

(2) 個別同意

包括同意の行われていない貨物の輸出承認に対する同意は、農林水産大臣に対して申請ごとに求めなければならない。

3 (略)

4 特例

4-1 (略)

4-1-2 輸出令第 4 条第 1 項第二号の解釈及び取扱い

(1) ～ (4) (略)

(5) (略)

(イ) 同告示第一号 1 に規定する「本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出するもの」とは、本邦から輸出した貨物を本邦において修理するために輸入し、修理完了後当該貨物の本邦への輸出者に再輸出するものであって、修理した貨物が本邦から輸出したときの仕様から変更のないものをいい、修理には 1 対 1 の交換を含むものとする。なお、当該修理が無償か有償かを問わないものとする。

(ロ) ～ (ヌ) (略)

国・地域	地域名			
	(略)	ち地域	<u>り地域</u>	<u>ぬ地域</u>
(略)	(略)	(略)		
アメリカ合衆国	(略)			<u>○</u>
アラブ首長国連邦	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
イタリア	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
インド	(略)		<u>○</u>	<u>○</u>
インドネシア	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
英国	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
オーストラリア	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
シンガポール	(略)		<u>○</u>	<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
スウェーデン	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
タイ	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
ドイツ	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
フィリピン	(略)		<u>○</u>	<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
フランス	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
ベトナム	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
マレーシア	(略)		<u>○</u>	<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
モンゴル	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		

別表第2 (略)

国・地域	地域名			
	(略)	ち地域	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)		
アメリカ合衆国	(略)			(新設)
アラブ首長国連邦	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
イタリア	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
インド	(略)		(新設)	(新設)
インドネシア	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
英国	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
オーストラリア	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
シンガポール	(略)		(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)		
スウェーデン	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
タイ	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
ドイツ	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
フィリピン	(略)		(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)		
フランス	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
ベトナム	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
マレーシア	(略)		(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)		
モンゴル	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		

別表第2 (略)

別紙第 1

輸出令第 2 条第 1 項第一号から第一号の八までの規定に基づく別表第 2 に掲げる貨物及び北朝鮮を仕向地とする貨物並びにベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は輸出令別表第 2 の 4 に掲げる地域を仕向地とする貨物（輸出令第 2 条第 1 項第一号の三から第一号の八までの貨物に限る。）に係る承認事務の取扱区分

1 ～ 2 （略）

3 農水産室において輸出の承認を行う貨物

輸出令別表第 2 の 3 0 及び 3 4 の項の中欄並びに 3 5 の 2 の項（1）並びに 4 5 の項の中欄に掲げる農水産室所掌の貨物（2（2）に掲げるものを除く。）

4 （略）

別表第 2 ・別表第 3 （略）

別表第 4

輸出関係書類の訂正又は変更

2 税関の輸出許可前における輸出許可証又は輸出承認証の訂正又は変更

2－1 ～ 2－3 （略）

2－4 税関における輸出許可証又は輸出承認証の訂正又は変更

税関は、上記の規定にかかわらず、次の事項について、当該輸出許可証又は輸出承認証（書面により交付された場合に限る。）に直接訂正又は変更を行うことができる。ただし、電子情報処理組織を通じて交付された輸出許可証又は輸出承認証にあっては、この適用を受けない。

- （1）ミスタイプ、誤記（計算上の簡単な誤記を含む。）又は記載もれの訂正
- （2）輸出貨物代金の端数調整のための訂正
- （3）運賃、保険料の変更に伴う訂正

3 （略）

別表第 5 ～別表第 7 （略）

別紙第 1

輸出令第 2 条第 1 項第一号から第一号の八までの規定に基づく別表第 2 に掲げる貨物及び北朝鮮を仕向地とする貨物並びにベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は輸出令別表第 2 の 4 に掲げる地域を仕向地とする貨物（輸出令第 2 条第 1 項第一号の三から第一号の八までの貨物に限る。）に係る承認事務の取扱区分

1 ～ 2 （略）

3 農水産室において輸出の承認を行う貨物

輸出令別表第 2 の 3 0、3 3、3 4、3 5 の 2 の項（1）及び 4 5 の項の中欄に掲げる農水産室所掌の貨物（2（2）に掲げるものを除く。）

4 （略）

別表第 2 ・別表第 3 （略）

別表第 4

輸出関係書類の訂正又は変更

2 税関の輸出許可前における輸出許可証又は輸出承認証の訂正又は変更

2－1 ～ 2－3 （略）

2－4 税関における輸出許可証又は輸出承認証の訂正又は変更

税関は、上記の規定にかかわらず、次の事項について、当該輸出許可証又は輸出承認証に直接訂正又は変更を行うことができる。

- （1）ミスタイプ、誤記（計算上の簡単な誤記を含む。）又は記載もれの訂正
- （2）輸出貨物代金の端数調整のための訂正
- （3）運賃、保険料の変更に伴う訂正

3 （略）

別表第 5 ～別表第 7 （略）

(別紙2)

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」
(平成4年12月21日付け4貿局第492号)

改正後			現行		
別紙1 外国為替令別表(貨物等省令を含む。)中解釈を要する語			別紙1 外国為替令別表(貨物等省令を含む。)中解釈を要する語		
外為令 別表の 項	外為令別表中解釈を要 する語	解 釈	外為令 別表の 項	外為令別表中解釈を要 する語	解 釈
1	(略)		1	(略)	
2	(略)		2	(略)	
3	(略)		3	(略)	
4	(略)		4	(略)	
5	(略)		5	(略)	
6	(略)		6	(略)	
7	(略)		7	(略)	
8	(略)		8	(略)	
9	(略)	(略)	9	(略)	(略)
	ローカルエリアネット ワーク	(略)		ローカルエリアネット ワーク	(略)
	<u>宇宙空間用の飛しょう 体</u>	<u>衛星(宇宙船以外の宇宙空間用の飛しょう体であつて、宇宙ステーションを含む地球又は他の天体の軌道上で活動するように設計されたものをいう。)、宇宙探査機(地球に帰還しないように設計したものをいう(衛星又は宇宙船を除く。))又は宇宙船(貨物や乗員を輸送するために設計したものをいう(地球に安全に帰還するように設計したものを含む。))の</u>		(新設)	(新設)

	<u>形態で、宇宙空間で活動、存続又は宇宙空間を通過するように設計された飛しょう体をいう。</u>	
		<u>地球外天体の地表若しくは地下又は大気圏内で活動するためのみに設計された着陸船、探査車若しくはその他の飛しょう体又は準軌道用の飛しょう体を除く。</u>
	(略)	(略)
1 0	(略)	
1 1	(略)	
1 2	(略)	
1 3	(略)	(略)
	フルオーソリティーデジタルエンジン制御システム	(略)
	<u>貨物等省令第25条第3項第二号から第五号まで、同条第4項第一号から第三号まで及び同条第5項第一号から第三号までの技術</u>	<u>航空機用、航空転用、産業用又は船舶用のガスタービンエンジンに適用されるものを含む。</u>
	(略)	(略)
	プレッシャーゲイン燃焼	ガスタービンエンジンが定常状態モードにて作動している状態において、主にその燃焼の <u>過程に起因して</u> 、燃焼器出口での平均よども圧が燃焼器入口での平均よども圧より <u>大きい燃焼を指す。</u>

		(新設)
	(略)	(略)
1 0	(略)	
1 1	(略)	
1 2	(略)	
1 3	(略)	(略)
	フルオーソリティーデジタルエンジン制御システム	(略)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
	プレッシャーゲイン燃焼	ガスタービンエンジンが定常状態モードにて作動している状態において、主にその燃焼の <u>方法によつて</u> 、燃焼器出口での平均よども圧が燃焼器入口での平均よども圧より <u>大きくなることをいう。</u>

	(略)	(略)		(略)	(略)
1 4	(略)		1 4	(略)	
1 5	(略)	(略)	1 5	(略)	(略)
	水中ソナー航法装置	(略)		水中ソナー航法装置	(略)
	<u>貨物等省令第27条第6項第一号中の技術</u>	<u>航空機用、航空転用、産業用又は船舶用のガスタービンエンジンに適用されるものを含む。</u>		(新設)	(新設)
	(略)	(略)		(略)	(略)
1 6	(略)		1 6	(略)	

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第18号）

改 正 後				現 行			
別表1 貨物、仕向地及び提出書類				別表1 貨物、仕向地及び提出書類			
貨物	仕向地	提出書類	申請窓口	貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8) 又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条 第三号(原子炉用のものを除く。)、第四号ロ、第六 号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、 第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物	い地域①	A	経済産業 局	輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8) 又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条 第三号(輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が <u>20キログラム未満のものに限り</u> 、原子炉用のもの を除く。)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素 の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロの いずれかに該当する貨物	い地域①	A	経済産業 局
輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8) 又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条 第三号(原子炉用のものを除く。)、第四号ロ、第六 号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、 第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物	い地域②	B1	経済産業 局	輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8) 又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条 第三号(輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が <u>20キログラム未満のものに限り</u> 、原子炉用のもの を除く。)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素 の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロの いずれかに該当する貨物	い地域②	B1	経済産業 局
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げ る貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ)・(ロ)(略) (ハ) 輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、 <u>(10 の2)</u> 、(15の3)、(16)、(17)、(18)、 (24)又は(25)に掲げる貨物のうち、貨	と地域①	A	経済産業 局(※ 1)	輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げ る貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ)・(ロ)(略) (ハ) 輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、(15 の3)、(16)、(17)、(18)、(24)又は (25)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6	と地域①	A	経済産業 局(※ 1)

物等省令第6条第一号カ若しくはヨ、第二号ヨ、<u>第十号の二</u>、第十六号の三、第十七号へ (四) 若しくはルからシまで、第十七号のニイ若しくはロ、第十七号の三ニ若しくはホ、第十八号の二、第二十五号又は第二十六号のいずれかに該当するもの (二) ～ (チ) (略)				条第一号カ若しくはヨ、第二号ヨ、第十六号の三、第十七号へ (四) 若しくはルからシまで、第十七号のニイ若しくはロ、第十七号の三ニ若しくはホ、第十八号の二、第二十五号又は第二十六号のいずれかに該当するもの (二) ～ (チ) (略)			
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ)・(ロ) (略) (ハ) 輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、<u>(10の2)</u>、(15の3)、(16)、(17)、(18)、(24)又は(25)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第一号カ若しくはヨ、第二号ヨ、<u>第十号の二</u>、第十六号の三、第十七号へ (四) 若しくはルからシまで、第十七号のニイ若しくはロ、第十七号の三ニ若しくはホ、第十八号の二、第二十五号又は第二十六号のいずれかに該当するもの (二) ～ (チ) (略)	ち地域	C	本省	輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの (イ)・(ロ) (略) (ハ) 輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、(15の3)、(16)、(17)、(18)、(24)又は(25)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第一号カ若しくはヨ、第二号ヨ、第十六号の三、第十七号へ (四) 若しくはルからシまで、第十七号のニイ若しくはロ、第十七号の三ニ若しくはホ、第十八号の二、第二十五号又は第二十六号のいずれかに該当するもの (二) ～ (チ) (略)	ち地域	C	本省
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、<u>(10の2)</u>、(15の3)から(17)まで、(18)又は(22)から(25)までに掲げる貨物であって、次のいずれかに該当するもの (イ) (略) (ロ) 貨物等省令第6条第一号カ若しくはヨ、第二号ヨ、<u>第十号の二</u>、第十六号の三、第十七号へ	い地域①	A	経済産業局	輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、(15の3)から(17)まで、(18)又は(22)から(25)までに掲げる貨物であって、次のいずれかに該当するもの (イ) (略) (ロ) 貨物等省令第6条第一号カ若しくはヨ、第二号ヨ、第十六号の三、第十七号へ (四) 若しく	い地域①	A	経済産業局

(四) 若しくはルからシまで、第十七号の二イ若しくはロ、第十七号の三ニ若しくはホ、第十八号の二、第二十五号又は第二十六号のいずれかに該当するもの (ハ) (略)				はルからシまで、第十七号の二イ若しくはロ、第十七号の三ニ若しくはホ、第十八号の二、第二十五号又は第二十六号のいずれかに該当するもの (ハ) (略)			
輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、<u>(10の2)</u>、(15の3)から(17)まで、(18)又は(22)から(25)までに掲げる貨物であって、次のいずれかに該当するもの (イ) (略) (ロ) 貨物等省令第6条第一号カ若しくはヨ、第二号ヨ、<u>第十号の二</u>、第十六号の三、第十七号へ (四) 若しくはルからシまで、第十七号の二イ若しくはロ、第十七号の三ニ若しくはホ、第十八号の二、第二十五号又は第二十六号のいずれかに該当するもの (ハ) (略)	と地域②	B 2	本省	輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、(15の3)から(17)まで、(18)又は(22)から(25)までに掲げる貨物であって、次のいずれかに該当するもの (イ) (略) (ロ) 貨物等省令第6条第一号カ若しくはヨ、第二号ヨ、第十六号の三、第十七号へ (四) 若しくはルからシまで、第十七号の二イ若しくはロ、第十七号の三ニ若しくはホ、第十八号の二、第二十五号又は第二十六号のいずれかに該当するもの (ハ) (略)	と地域②	B 2	本省
輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、<u>(10の2)</u>、(15の3)から(17)まで、(18)又は(22)から(25)までに掲げる貨物であって、次のいずれかに該当するもの (イ) (略) (ロ) 貨物等省令第6条第一号カ若しくはヨ、第二号ヨ、<u>第十号の二</u>、第十六号の三、第十七号へ (四) 若しくはルからシまで、第十七号の二イ若しくはロ、第十七号の三ニ若しくはホ、第十八号の二、第二十五号又は第二十六号のいずれかに該当するもの	ち地域	C	本省	輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、(15の3)から(17)まで、(18)又は(22)から(25)までに掲げる貨物であって、次のいずれかに該当するもの (イ) (略) (ロ) 貨物等省令第6条第一号カ若しくはヨ、第二号ヨ、第十六号の三、第十七号へ (四) 若しくはルからシまで、第十七号の二イ若しくはロ、第十七号の三ニ若しくはホ、第十八号の二、第二十五号又は第二十六号のいずれかに該当するもの	ち地域	C	本省

(ハ) (略)			
(略)	(略)	(略)	(略)

別表2 (略)

別表2の付表1 (略)

別表2の付表2

- 1 外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であつて、貨物等省令第19条第1項第2号に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの

(イ) (略)

(ロ) 貨物等省令第6条第一号カ若しくはヨ、同号イからワまで(貨物等省令第19条第3項第八号に規定する技術に該当するものに限る。)、第二号ヨ、第十号の二、第十六号の三、第十七号へ(二)からへ(四)まで若しくはルからシまで、第十七号の二、第十七号の三、第十七号の四、第十八号の二、第十九号イ若しくはホ、第二十五号又は第二十六号のいずれかに該当する貨物に係るもの

(ハ)・(ニ) (略)

2～7 (略)

別表3 国及び地域区分の対照表

仕向地及び提供地 国・地域	(略)	ち地域	り地域	<u>ぬ地域</u>
(略)	(略)	(略)		
アメリカ合衆国	(略)			<u>○</u>
アラブ首長国連邦	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
イタリア	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
インド	(略)		○	<u>○</u>
インドネシア	(略)			<u>○</u>

(ハ) (略)			
(略)	(略)	(略)	(略)

別表2 (略)

別表2の付表1 (略)

別表2の付表2

- 1 外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であつて、貨物等省令第19条第1項第2号に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの

(イ) (略)

(ロ) 貨物等省令第6条第一号カ若しくはヨ、同号イからワまで(貨物等省令第19条第3項第八号に規定する技術に該当するものに限る。)、第二号ヨ、第十六号の三、第十七号へ(二)からへ(四)まで若しくはルからシまで、第十七号の二、第十七号の三、第十七号の四、第十八号の二、第十九号イ若しくはホ、第二十五号又は第二十六号のいずれかに該当する貨物に係るもの

(ハ)・(ニ) (略)

2～7 (略)

別表3 国及び地域区分の対照表

仕向地及び提供地 国・地域	(略)	ち地域	り地域	(新設)
(略)	(略)	(略)		
アメリカ合衆国	(略)			(新設)
アラブ首長国連邦	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
イタリア	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
インド	(略)		○	(新設)
インドネシア	(略)			(新設)

(略)	(略)	(略)		
英国	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
オーストラリア	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
シンガポール	(略)		○	<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
スウェーデン	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
タイ	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
ドイツ	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
フィリピン	(略)		○	<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
フランス	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
ベトナム	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
マレーシア	(略)		○	<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
モンゴル	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		

別表４ 提出書類一覧

１ (略)

２ 【貨物（別表１に対応）】

提出書類Ａ・提出書類Ｂ１（略）

提出書類Ｂ２

番号	提出書類	通数	注意事項及び 記載要領
①～⑥	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)		
英国	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
オーストラリア	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
シンガポール	(略)		○	(新設)
(略)	(略)	(略)		
スウェーデン	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
タイ	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
ドイツ	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
フィリピン	(略)		○	(新設)
(略)	(略)	(略)		
フランス	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
ベトナム	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
マレーシア	(略)		○	(新設)
(略)	(略)	(略)		
モンゴル	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		

別表４ 提出書類一覧

１ (略)

２ 【貨物（別表１に対応）】

提出書類Ａ・提出書類Ｂ１（略）

提出書類Ｂ２

番号	提出書類	通数	注意事項及び 記載要領
①～⑥	(略)	(略)	(略)
⑦	<u>需要者等の誓約書（輸入者の誓約書。最終需要者が未定の場合に限る。）の写し</u>	１通	別記１（カ）様式３

⑦	<u>需要者等の誓約書の写し（需要者が未定の場合に限り、輸入者（貨物の保管者）の誓約書を提出）</u>	1 通	別記 1（カ）様式 3				
提出書類 C ～ E 2 （略） 3 （略） 別表 5 （略）				提出書類 C ～ E 2 （略） 3 （略） 別表 5 （略）			

「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号）

改 正 後	現 行
I 一般包括許可 1～6 （略） 7 一般包括許可の変更 <u>（1）一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は一般包括役務取引許可を受けた者は、申請者名又は住所を変更したときは、特定手続等運用通達の定めるところにより、新たに許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。</u> <u>（2）2の（2）②の要件により申請を行った者が申請者名又は住所を変更したときは、変更後のチェックリスト受理票の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出しなければならない。</u> <u>なお、法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合は、一般包括許可の変更を要しない。</u> <u>また、原許可証と異なる申請窓口に申請を行う場合には、申請項目中の「申請理由」の欄に、その旨を記載すること。</u> 8～11 （略） II 特別一般包括許可 1 （略） 2 特別一般包括許可の申請者 （1）～（3） （略） （4）輸出管理内部規程（安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けているものに限る。）に基づき内部審査を実施した上で貨物の輸出又は技術の提供を行ったことがある者	I 一般包括許可 1～6 （略） 7 一般包括許可の変更 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可又は一般包括役務取引許可を受けた者は、申請者名又は住所を変更したときは、特定手続等運用通達の定めるところにより、新たに許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。 <u>なお、2の（2）②の要件により申請を行った者が申請者名又は住所を変更したときは、変更後のチェックリスト受理票の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出しなければならない。</u> <u>また、法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合は、一般包括許可の変更を要しない。</u> （新設） 8～11 （略） II 特別一般包括許可 1 （略） 2 特別一般包括許可の申請者 （1）～（3） （略） （4）輸出管理内部規程（安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けているものに限る。）に基づき内部審査を実施した上で貨物の輸出又は技術の提供を行ったことがある者

注) (3) 及び (4) の要件を満たす者から、分社化等によりこれらを事実上承継している者による申請のときは、原則として、(3) 及び (4) の要件を満たすとする。

なお、その際には、申請項目中の「申請理由」の欄に、実施状況調査を受けていること及び貨物の輸出等に係る輸出管理内部規程に基づく内部審査体制を事実上承継している旨を記載すること。

3 (略)

4 特別一般包括許可の範囲

(1) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可
(略)

① 別表Aにおいて「特別一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとなる輸出。ただし、次のいずれかに該当する場合は、需要者が確定しているものに限る。

イ・ロ (略)

ハ 輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号イ(半導体を製造する者を需要者とするものに限る。)又は同号ロに該当するもののうち、「ろ地域(ち地域を除く。)」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの

ニ～ヘ (略)

②～④ (略)

(2) (略)

5・6 (略)

7 特別一般包括許可の変更

(1) (略)

(2) 申請者名又は住所を変更したときは、変更後のチェックリスト受理票の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出しなければならない。

なお、法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合は、特別一般包括許可の変更を要しない。

注) (3) 及び (4) の要件を満たす者から、分社化等によりこれらを事実上承継している者による申請のときは、原則として、(3) 及び (4) の要件を満たすとする。

なお、特別一般包括許可申請明細書に実施状況調査を受けていること及び貨物の輸出等に係る輸出管理内部規程に基づく内部審査体制を事実上承継している旨を記載すること。

3 (略)

4 特別一般包括許可の範囲

(1) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可
(略)

① 別表Aにおいて「特別一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとなる輸出。ただし、次のいずれかに該当する場合は、需要者が確定しているものに限る。

イ・ロ (略)

ハ 輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号イに該当するもののうち、「ろ地域(ち地域を除く。)」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものであって、半導体を製造する者を需要者とするもの

ニ～ヘ (略)

②～④ (略)

(2) (略)

5・6 (略)

7 特別一般包括許可の変更

(1) (略)

(2) 申請者名又は住所を変更したときは、変更後のチェックリスト受理票の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出しなければならない。

なお、法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合は、特別一般包括許可の変更を要しない。

また、原許可証と異なる申請窓口に申請を行う場合には、申請項目中の「申請理由」の欄に、その旨を記載すること。

8・9 (略)

10 特別一般包括の更新

(1) (略)

(2) 更新時期の申請

特別一般包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする特別一般包括許可の有効期限の3月前の日から申請を行うことができる。

(3) 更新のための手続

特別一般包括許可の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に定めるところにより手続を行わなければならない。

なお、2の(2)の要件により申請を行った者については、チェックリスト受理票(Iの5に同じ。)の写しを特定手続等運用通達に定めるところにより提出すること。

11 (略)

Ⅲ 特定包括許可

1～4 (略)

5 特定包括許可の申請手続

(1)～(3) (略)

(4) 申請に必要な書類

(イ)～(ニ)

(新設)

8・9 (略)

10 特別一般包括の更新

(1) (略)

(2) 更新時期の申請

特別一般包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする特別一般包括許可の有効期限の3月前の日から申請を行うことができる。ただし、特定手続等運用通達に定めるところにより申請を行った者以外の者が、特定手続等運用通達により更新する場合は、更新しようとする特別一般包括許可の有効期限の3月前の日以前に申請を行うことができるが、更新される許可の有効期限については、(1)の規定にかかわらず、当該更新を行う日から起算して3年を超えない範囲内において経済産業大臣が定める日とする。

(3) 更新のための手続

特別一般包括許可の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に基づき、次の(イ)及び(ロ)の書類を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(イ) チェックリスト受理票(Iの5に同じ。)の写し・・・1通

(ロ) 原許可証の写し・・・1通

なお、原許可証を発行した申請窓口と異なる申請窓口に対して更新の申請を行うときは、その旨特別一般包括許可申請明細書に明記しなければならない。

11 (略)

Ⅲ 特定包括許可

1～4 (略)

5 特定包括許可の申請手続

(1)～(3) (略)

(4) 申請に必要な書類

(イ)～(ニ)

(ホ) 需要者の誓約書

①・② (略)

(注 1) (略)

(注 2) 輸出する貨物又は提供する技術が化学兵器禁止条約により規制されるものについては、需要者から取得する誓約書は、提出書類通達様式 4 によるものとする。

(注 3) 輸出令別表第 1 の 1 の項に掲げる貨物であって、防衛装備移転協定を締結した国を仕向地として輸出された防衛装備品の維持・補修のために輸出される当該防衛装備品の附属品又は部分品については、原則として、提出書類通達別記 1 (キ) に従い記載すること。

(注 1)・(注 2) (略)

(5) 継続的な取引関係等について

継続的な取引関係等とは次の①の a) から d) までのいずれか又は②の a) から d) までのいずれかに該当するものをいう。

① 輸入者又は取引の相手方について

a) ～ c) (略)

d) 許可を受けて輸出した貨物又は運用通達 1-1 の(7)の(i)のただし書きにより、輸出令別表第 1 の 1 から 15 までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱い輸出した貨物の保守若しくは修理又は交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部分品を輸出することが見込まれる場合であって、許可を受けた同一の輸入者向け又は運用通達 1-1 の(7)の(i)のただし書により、輸出令別表第 1 の 1 から 15 までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱い輸出した貨物の輸入者と同一の輸入者の輸出であるもの・輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物であって、防衛装備移転協定を締結した国を仕向地として輸出された防衛装備品の維持・補修のために輸出される当該防衛装備品の附属品又は部分品

・輸出令別表第 1 の 2 の項 (8) に掲げる周波数変換器又はその部分品のうち、可変周波数又は固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器 (略)

(ホ) 需要者の誓約書

①・② (略)

(注 1) (略)

(注 2) 輸出する貨物又は提供する技術が化学兵器禁止条約により規制されるものについては、需要者から取得する誓約書は、提出書類通達様式 4 によるものとする。

(新設)

(注 1)・(注 2) (略)

(5) 継続的な取引関係等について

継続的な取引関係等とは次の①の a) から d) までのいずれか又は②の a) から d) までのいずれかに該当するものをいう。

① 輸入者又は取引の相手方について

a) ～ c) (略)

d) 許可を受けて輸出した貨物又は運用通達 1-1 の(7)の(i)のただし書きにより、輸出令別表第 1 の 1 から 15 までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱い輸出した貨物の保守若しくは修理又は交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部分品を輸出することが見込まれる場合であって、許可を受けた同一の輸入者向け又は運用通達 1-1 の(7)の(i)のただし書により、輸出令別表第 1 の 1 から 15 までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱い輸出した貨物の輸入者と同一の輸入者の輸出であるもの (新設)

・輸出令別表第 1 の 2 の項 (8) に掲げる周波数変換器又はその部分品のうち、可変周波数又は固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器 (略)

② 需要者（輸入者と需要者が異なる場合）又は利用する者（取引の相手方と利用する者が異なる場合）について

a) ～ c) (略)

d) 許可を受けて輸出した貨物又は運用通達 1-1 の(7)の(i)のただし書きにより、輸出令別表第 1 の 1 から 15 までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱い輸出した貨物の保守若しくは修理又は交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部分品を輸出することが見込まれる場合であつて、許可を受けた同一の需要者向け又は運用通達 1-1 の(7)の(i)のただし書きにより、輸出令別表第 1 の 1 から 15 までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱い輸出した貨物の需要者と同一の需要者向けの輸出であるもの

・ 輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物であつて、防衛装備移転協定を締結した国を仕向地として輸出された防衛装備品の維持・補修のために輸出される当該防衛装備品の附属品又は部分品

・ 輸出令別表第 1 の 2 の項(8)に掲げる周波数変換器又はその部分品のうち、可変周波数又は固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器
(略)

6～8 (略)

9 特定包括許可の更新

(1)・(2) (略)

(3) 更新のための手続

特定包括許可の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に基づき、次の(イ)から(ニ)までの書類を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(イ) チェックリスト受理票 (I の 5 に同じ。) の写し・・・1 通

(ロ) 輸入者又は取引の相手方の概要の説明書 (5 (4) (ハ) に同じ。)・・・1 通
(削る)

(ハ) 5 (4) (ホ) の誓約書

(ニ) 原許可証の写し・・・1 通

② 需要者（輸入者と需要者が異なる場合）又は利用する者（取引の相手方と利用する者が異なる場合）について

a) ～ c) (略)

d) 許可を受けて輸出した貨物又は運用通達 1-1 の(7)の(i)のただし書きにより、輸出令別表第 1 の 1 から 15 までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱い輸出した貨物の保守若しくは修理又は交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部分品を輸出することが見込まれる場合であつて、許可を受けた同一の需要者向け又は運用通達 1-1 の(7)の(i)のただし書きにより、輸出令別表第 1 の 1 から 15 までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱い輸出した貨物の需要者と同一の需要者向けの輸出であるもの

(新設)

・ 輸出令別表第 1 の 2 の項(8)に掲げる周波数変換器又はその部分品のうち、可変周波数又は固定周波数モーター駆動に用いることができる周波数変換器
(略)

6～8 (略)

9 特定包括許可の更新

(1)・(2) (略)

(3) 更新のための手続

特定包括許可の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に基づき、次の(イ)から(ホ)までの書類を添付の上、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(イ) チェックリスト受理票 (I の 5 に同じ。) の写し・・・1 通

(ロ) 輸入者又は取引の相手方の概要の説明書 (5 (4) (ハ) に同じ。)・・・1 通

(ハ) 原許可証の有効期間中における利用実績を示す書類・・・1 通

(ニ) 5 (4) (ホ) の誓約書

(ホ) 原許可証の写し・・・1 通

(注) 必要に応じて、上記 (イ) から (ニ) まで以外の書類の提出を求めることがある。

10 (略)

IV～VII (略)

VIII 申請書類の記載方法等

1 申請関係書類等の記載要領

(1)～(7) (略)

(8) 特別一般包括許可に係る届出書 (次のいずれかに該当する場合) (様式第14の2)

- ・ 輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域(ち地域を除く。)」に輸出する場合
- ・ 輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号ロに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「ろ地域(ち地域を除く。)」に輸出する場合
- ・ 輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物(貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。)であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」に輸出する場合
- ・ 輸出令別表第1の3の2項(2)4に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条の2第2項第4号の2に該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」に輸出する場合

①～⑨ (略)

(注) 必要に応じて、上記 (イ) から (ホ) まで以外の書類の提出を求めることがある。

10 (略)

IV～VII (略)

VIII 申請書類の記載方法等

1 申請関係書類等の記載要領

(1)～(7) (略)

(8) 特別一般包括許可に係る届出書 (輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域(ち地域を除く。)」に輸出する場合に限る。) (様式第14の2)

①～⑨ (略)

(注)「半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの」とは、半導体製造装置、半導体製造用の薬液供給装置、半導体製造用の超純水製造装置、露光装置等に組み込まれるものをいいます。

「半導体製造工程に用いられるもの」とは、例えば半導体製造に用いられる装置につながる配管など半導体製造に用いられる装置の外に取り付けられ使用されるものをいいます。なお、半導体製造用の薬液の製造に用いられるものは当てはまりません。

(削る)

(注)「半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの」とは、半導体製造装置、半導体製造用の薬液供給装置、半導体製造用の超純水製造装置、露光装置等に組み込まれるものをいいます。また、「半導体製造工程に用いられるもの」とは、例えば半導体製造に用いられる装置につながる配管など半導体製造に用いられる装置の外に取り付けられ、使用されるものをいいます。なお、半導体製造用の薬液の製造に用いられるものは当てはまりません。

(9) 特別一般包括許可に係る届出書（輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物（貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。）であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。）（様式第14の3）

① 提出者・担当者の欄

提出者が法人であるときは、代表者の記載も必要です。

なお、担当者欄には、担当者の氏名、所属、電話番号、メールアドレスを記載してください。

② 包括許可番号・許可年月日の欄

取得している包括許可証記載の許可番号及び許可年月日を記載してください。

③ 貨物名の欄

貨物が複数ある場合は、代表的な貨物の名称を記載してください。

④ 仕向地の欄

貨物の最終仕向地を記載してください。

⑤ 名称、所在地の欄

買主、荷受人、需要者又は装置納入先の名称、所在地は英語表記としてください。

中国、台湾又は香港に所在する企業を届け出る場合は、原則として、英語表記の名称に加え、中国語表記の名称も併記してください。

(削る)

装置納入先とは、需要者が輸出貨物を組み込んだ半導体製造に用いられる装置を販売する場合において、当該装置の販売先としての半導体を製造する者を指します。

装置納入先が、「い地域①」、「は地域①」又は本邦である場合は記載を省略できます。

⑥ 需要等の概要の欄

需要者及び装置納入先ごとに③で記載した貨物の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。あわせて、需要者及び装置納入先が半導体を製造する者か、半導体製造に用いられる装置を製造する者かを記載してください。

(記載例)

・「半導体製造装置（エッチング装置）に組み込まれ、半導体の製造に使用される。（半導体メーカー）」

・「半導体製造用洗浄装置に薬液を供給する配管に取り付けられ、当該薬液の流量制御のために使用される。（半導体製造装置メーカー）」

⑦ URLの欄

⑤の名称の欄に記載した企業のHPが存在する場合はURLを記載してください。

⑧ 届出企業の属性の欄

該当し得る属性（買主、荷受人、需要者、装置納入先）の箇所すべてに○を記載してください。

⑨ その他

過去に届け出した買主、荷受人、需要者又は装置納入先を届出対象から除外する場合は、本届出書の④仕向地、⑤名称、所在地の各欄に当該企業の情報を記載の上、⑥需要等の概要の欄に届出対象から除外する旨を記載してください。

(10) 特別一般包括許可に係る届出書（輸出令別表第1の3の2項（2）4に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条の2第2項第4号の2に該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地 域を除く。）」に輸出する場合に限る。）（様式第14の4）

① 提出者・担当者の欄

提出者が法人であるときは、代表者の記載も必要です。

なお、担当者欄には、担当者の氏名、所属、電話番号、メールアドレスを記載してください。

② 包括許可番号・許可年月日の欄

取得している包括許可証記載の許可番号及び許可年月日を記載してください。

③ 貨物名の欄

貨物が複数ある場合は、代表的な貨物の名称を記載してください。

④ 仕向地の欄

貨物の最終仕向地を記載してください。

⑤ 名称、所在地の欄

買主、荷受人又は需要者の名称、所在地は英語表記としてください。

中国、台湾又は香港に所在する企業を届け出る場合は、原則として、英語表記の名称に加え、中国語表記の名称も併記してください。

⑥ 需要等の概要の欄

需要者ごとに③で記載した貨物の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。

⑦ URLの欄

⑤の名称の欄に記載した企業のHPが存在する場合はURLを記載してください。

⑧ 届出企業の属性の欄

該当し得る属性（買主、荷受人、需要者）の箇所すべてに○を記載してください。

⑨ その他

過去に届け出した買主、荷受人又は需要者を届出対象から除外する場合は、本届出書の④仕向地、⑤名称、所在地の各欄に当該企業の情報を記載の上、⑥需要等の概要の欄に届出対象から除外する旨を記載してください。

2 実績の報告等

(1) (略)

(2) 特別一般包括許可に係る実績報告 (様式第18、様式第18の2、様式第18の5)

次に掲げる特別一般包括許可の届出 (様式第14、様式第14の2又は様式第14の5) を行った者は、1月から6月までの実績報告を7月末日までに、また7月から12月までの実績報告を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2 実績の報告等

(1) (略)

(2) 特別一般包括許可に係る実績報告 (様式第18、様式第18の2、様式第18の3、様式第18の4、様式第18の5)

次に掲げる特別一般包括許可の届出 (様式第14、様式第14の2、様式第14の3、様式第14の4又は様式第14の5) を行った者は、1月から6月までの実績報告を7月末日までに、また7月から12月までの実績報告を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

① 輸出令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号に該当するもの(移設検知装置を搭載したものに限る。)又は当該貨物の使用に係るプログラム (当該貨物と同時に提供するものに限る。)を、「り地域」に輸出又は技術の提供をする場合に限る。(様式第14)

② 輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域(ち地域を除く。)」に輸出する場合に限る。(様式第14の2)

③ 輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物(貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。)であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」に輸出する場合に限る。(様式第14の3)

④ 輸出令別表第1の3の2項(2)4に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条の2第2項第4号の2に該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」に輸出する場合に限る。(様式第14の4)

⑤ 輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物又は当該貨物の使用に係るプログラム(ソースコードが提供されるものを除く。)であって、高分子材料の製造工程

(3) (略)

(4) 削除

(5)・(6) (略)

IX その他

(1) 書類の提出窓口

それぞれの包括許可の規定に定められている申請以外の書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ) 輸出管理内部規程：安全保障貿易検査官室

(ロ) 代表者名変更届：安全保障貿易審査課

(ハ) 住居表示変更届：安全保障貿易審査課

(ニ) 統括責任者等変更届：安全保障貿易審査課

(ホ) ～ (ト) (略)

(チ) 包括許可の条件に従い、事前に必要となる届出、核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に関して必要となる届出、報告又は失効した場合：安全保障貿易審査課

(リ) 特別一般包括許可の条件に従い、事前に必要となる届出：安全保障貿易審査課

(削る)

(削る)

に用いられるものを、「へ地域（ち地域を除く。）」に輸出又は技術の提供をする場合に限る。(様式第14の5)

(3) (略)

(4) 特別返品等包括許可（様式第20）

特別返品等包括許可を受けた者は、1月から6月までの実績報告を7月末日までに、また7月から12月までの実績報告を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。実績の無い場合にも報告してください。

(5)・(6) (略)

IX その他

(1) 書類の提出窓口

それぞれの包括許可の規定に定められている申請以外の書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ) 輸出管理内部規程：安全保障貿易検査官室

(ロ) 代表者名変更届：許可証を発行した申請窓口

(ハ) 住居表示変更届：許可証を発行した申請窓口

(ニ) 統括・該非確認責任者変更届：許可証を発行した申請窓口

(ホ) ～ (ト) (略)

(チ) 包括許可の条件に従い、核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に関して必要となる届出、報告又は失効した場合：安全保障貿易審査課

(リ) 特別一般包括許可の条件に従い、次のいずれかに該当する輸出又は技術の提供をする場合、当該輸出又は技術の提供に対して事前に必要となる届出：安全保障貿易審査課

① 輸出令別表第1の2の項（12）1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）のうち、「り地域」に輸出する場合

② 輸出令別表第1の2の項（33）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるも

(削る)	<u>のその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合</u> ③ <u>輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物（貨物等省令第1条第38号又は40号に該当するものを除く。）であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合</u>
(削る)	③ <u>輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物（貨物等省令第1条第38号又は40号に該当するものを除く。）であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合</u>
(削る)	④ <u>輸出令別表第1の3の2項（2）4に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条の2第2項第4号の2に該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合</u>
(削る)	⑤ <u>輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを、「へ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合</u>
(削る)	⑥ <u>外為令別表の2の項（2）に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第2項に該当するプログラム（輸出令別表第1の2の項（12）1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条14号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）の使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。）のうち、「り地域」に提供する場合</u>
(削る)	⑦ <u>外為令別表の4の項（1）に掲げる技術であって、貨物等省令第16条第1項第8号に該当するプログラム（輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条9号の2に該当するものの使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。）のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を提供地とする場合</u>
(ヌ) (略)	(ヌ) (略)
(2) ～ (5) (略)	(2) ～ (5) (略)

(別表 1)・(別表 2) (略)

(別表 3)

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件	許可条件の適用
(1) (略) (2) (略)	1) (略) 2) 次に掲げる場合は、ストック販売を行わないものに限ること。 ①・② (略) ③ 輸出令別表第 1 の 2 の項 (3 3) に掲げる貨物のうち、貨物等省令第 1 条第 3 8 号イ（半導体を製造する者を需要者とするものに限る。）又は同号ロに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合 ④～⑧ (略)
(3) (略)	3) (略)
(4) 次に掲げる輸出又は技術の提供については、当該輸出又は技術の提供に先立ち、需要者又は利用する者から提出書類通達様式 2 の誓約書を取得すること。 ① (略)	(略)

(別表 1)・(別表 2) (略)

(別表 3)

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の条件	許可条件の適用
(1) (略) (2) (略)	1) (略) 2) 次に掲げる場合は、ストック販売を行わないものに限ること。 ①・② (略) ③ 輸出令別表第 1 の 2 の項 (3 3) に掲げる貨物のうち、貨物等省令第 1 条第 3 8 号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、 <u>半導体を製造する者を需要者として</u> 「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合 ④～⑧ (略)
(3) (略)	3) (略)
(4) 次に掲げる輸出又は技術の提供については、当該輸出又は技術の提供に先立ち、需要者又は利用する者から提出書類通達様式 2 の誓約書を取得すること。 ① (略)	(略)

② 輸出令別表第1の2の項（3）に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号<u>イ又はロ</u>に該当するもののうち、「ろ地域（ち地域を除く。）」を仕向地とする場合 ③～⑦ （略） （5）・（6） （略） （7）次に掲げる輸出又は技術の提供について、（14）の届出を行った者は、1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、貨物の輸出又は技術の提供の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。 ① （略） ② 輸出令別表第1の2の項（3）に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号<u>イ（半導体を製造する者を需要者とするものに限る。）又は同号ロに該当するもののうち、「ろ地域（ち地域を除く。）」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの</u>	1）（略） 2）（略）	② 輸出令別表第1の2の項（3）に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号<u>イ</u>に該当するもののうち、「ろ地域（ち地域を除く。）」を仕向地とする場合 ③～⑦ （略） （5）・（6） （略） （7）次に掲げる輸出又は技術の提供について、（14）の届出を行った者は、1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、貨物の輸出又は技術の提供の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。 ① （略） ② 輸出令別表第1の2の項（3）に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号<u>イ</u>に該当するもののうち、「ろ地域（ち地域を除く。）」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの<u>であって、半導体を製造する者を需要者とするもの</u> ③ （略）	1）（略） 2）（略）
---	---------------------------	--	---------------------------

③ (略) ④ (略) ⑤ (略) ⑥・⑦ (略) (8)～(13) (略) (14) 次に掲げる輸出又は技術の提供については、事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。 ① (略) ② 輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イ(半導体を製造する者を需要者とするものに限る。)又は同号ロに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを「ろ地域(ち地域を除く。)」に輸出する場合 ③ (略) ④ (略) ⑤から⑦ (略) (15)～(19) (略)	3) 報告するときは様式第18の2により行うものとする。 4) 報告するときは様式第18の2により行うものとする 5) 報告するときは様式第18の5により行うものとする。 (略) 1) (略) 2) (略) 3) 届出は、様式第14の2によるものとする。 4) 届出は、様式第14の2によるものとする。 5)～7) (略)	④ (略) ⑤ (略) ⑥・⑦ (略) (8)～(13) (略) (14) 次に掲げる輸出又は技術の提供については、事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。 ① (略) ② 輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域(ち地域を除く。)」に輸出する場合 ③ (略) ④ (略) ⑤～⑦ (略) (15)～(19) (略)	3) 報告するときは様式第18の3により行うものとする。 4) 報告するときは様式第18の4により行うものとする。 5) 報告するときは様式第18の5により行うものとする。 (略) 1) (略) 2) (略) 3) 届出は、様式第14の3によるものとする。 4) 届出は、様式第14の4によるものとする。 5)～7) (略)
---	--	---	---

(別表 4)

特別一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) ～ (9) (略) (10) 次に掲げる技術の提供について、<u>(11)</u>の届出を行った者は、1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、技術の提供の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。 ①・② (略) (11) ～ (18) (略)	(略)

(別表 4)

特別一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) ～ (9) (略) (10) 次に掲げる技術の提供について、<u>(10)</u>の届出を行った者は、1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、技術の提供の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。 ①・② (略) (11) ～ (18) (略)	(略)

(別表 5)

特定包括輸出許可の条件	許可条件の適用
(1) ～ (8) (略) (9) 核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出に対して特定包括輸出許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。<u>ただし、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物であつ</u>	(略)

(別表 5)

特定包括輸出許可の条件	許可条件の適用
(1) ～ (8) (略) (9) 核兵器等の開発等又はその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合又はその疑いのある場合には、次の表に定めるところに従い、その輸出に対して特定包括輸出許可が効力を失い又は事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。	(略)

て、防衛装備移転協定を締結した国
を仕向地として輸出された防衛装備
品の維持・補修のために輸出される
当該防衛装備品の附属品又は部分品
については、この限りでない。

(略)

(10) ～ (13) (略)

(別表 6) (略)

(別表 7)

特別返品等包括輸出・役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) ～ (3) (略) (削る)	(略) (削る)
<u>(4) ～ (6) (略)</u>	

(別表 8) (略)

(別表 9)

Ⅲ 5 (5) の①a) 及び b) 並びに② a) 及び b) のなお書きの貨物
・ 輸出令別表第 1 の 2 の項(12)に掲げる測定装置であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられる非接触型測定装置

(略)

(10) ～ (13) (略)

(別表 6) (略)

(別表 7)

特別返品等包括輸出・役務取引許可の条件	許可条件の適用
(1) ～ (3) (略) <u>(4) 特別返品等包括輸出・役務取引</u> <u>可に係る貨物の輸出又は技術の提供</u> <u>の 1 月から 6 月までの実績を 7 月末</u> <u>日までに、また 7 月から 12 月ま</u> <u>での実績を翌年 1 月末日までに経済産</u> <u>業大臣に 報告すること。</u>	(略) <u>報告するときは、様式第 20 によるもの</u> <u>とする。</u>
<u>(5) ～ (7) (略)</u>	

(別表 8) (略)

(別表 9)

Ⅲ 5 (5) の①a) 及び b) 並びに② a) 及び b) のなお書きの貨物
・ 輸出令別表第 1 の 2 の項(12)に掲げる測定装置であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられる非接触型測定装置

- ・輸出令別表第１の２の項(21)に掲げる三フッ化塩素
- ・輸出令別表第１の２の項(33)に掲げる圧力計であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの
- ・輸出令別表第１の２の項(41)に掲げる高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品（ただし、半導体の露光装置用の電源に限る）
- ・輸出令別表第１の３の項(2) 2に掲げる貯蔵容器であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの
- ・輸出令別表第１の３の項(2) 3に掲げる熱交換器若しくは凝縮器又はこれらの部分品であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの
- ・輸出令別表第１の３の項(2) 7に掲げる弁又は9に掲げるポンプ
- ・輸出令別表第１の３の２の項(2) 4に掲げるクロスフロー過用の装置の部分品であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの
- ・輸出令別表第１の４の項(6)に掲げる三フッ化塩素
- ・輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる混合機又はその部分品であって高分子材料の製造工程に用いられるもの

(別表１０) (略)

[別表Ａ]

[１の項]

仕向地 輸出令別表第１項番	い地域①	と地域②	ち地域	ぬ地域
輸出令別表第１の１の項の中欄に掲げる貨物であって、防衛装備移転協定を締結した国を仕向地として輸出された防衛装備品の維持・補修のために輸出	＝	＝	＝	特定

- (新設)
- ・輸出令別表第１の２の項(33)に掲げる圧力計であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの
- ・輸出令別表第１の２の項(41)に掲げる高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品（ただし、半導体の露光装置用の電源に限る）
- ・輸出令別表第１の３の項(2) 2に掲げる貯蔵容器であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの
- ・輸出令別表第１の３の項(2) 3に掲げる熱交換器若しくは凝縮器又はこれらの部分品であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの
- ・輸出令別表第１の３の項(2) 7に掲げる弁又は9に掲げるポンプ
- ・輸出令別表第１の３の２の項(2) 4に掲げるクロスフロー過用の装置の部分品であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの
- (新設)
- ・輸出令別表第１の４の項（８）に掲げる混合機又はその部分品であって高分子材料の製造工程に用いられるもの

(別表１０) (略)

[別表Ａ]

[１の項]

仕向地 輸出令別表第１項番	い地域①	と地域②	ち地域	(新設)
(新設)				

<u>される当該防衛装備品の附属品又は部 分品</u>				
輸出令別表第１の１の項（１）に掲げ る貨物であって、以下のいずれか に該 当するもの （イ）空気銃、散弾銃、ライフル銃又 は火縄式銃砲であって、スポーツ 用又は狩猟用のもの （ロ）救命銃、もり銃、リベット銃そ の他これらに類する産業用銃 （ハ）（イ）に掲げるものに用いる銃砲 弾 （ニ）（イ）及び（ロ）に掲げるものの <u>附属品</u>（暗視機能を有する装置を 除く。） （ホ）<u>産業用銃（救命銃、もり銃又は リベット銃を除く。）又は（ハ）若 しくは（ニ）に掲げるものの部分 品</u>	特定	—	—	<u>ニ</u>
<u>輸出令別表第１の１の項（１）に掲げ る貨物のうち、空気銃、散弾銃、ライ フル銃若しくは火縄式銃砲の部分品</u> <u>（以上、スポーツ用又は狩猟用のもの に限る。）又は救命銃、もり銃若しくは リベット銃の部分品（出荷に際し輸送 上の理由等により随時分離するものを 含まない。）</u>	<u>特別一般</u>	—	—	—
（略）				

輸出令別表第１の１の項（１）に掲げ る貨物であって、以下のいずれか に該 当するもの （イ）空気銃、散弾銃、ライフル銃又 は火縄式銃砲であって、スポーツ 用又は狩猟用のもの （ロ）救命銃、もり銃、リベット銃そ の他これらに類する産業用銃 （ハ）（イ）に掲げるものに用いる銃砲 弾 （ニ）（イ）及び（ロ）に掲げるものの <u>付属品</u>（暗視機能を有する装置を 除く。） （ホ）<u>（イ）から（ニ）までに掲げるも のの部分品</u>	特定	—	—	（新設）
（新設）				
（略）				

[2 の項]

仕向地 輸出令別表 第 1 項番	い地 域①	い地 域②	ろ地域（ち 地域及びり 地域を除 く。）	ち 地 域	り地域
(略)					
輸出令別表第 1 の 2 の項（ 3 ）に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 条第 3 号に該当するもの（原子炉用のものを除く。）	特別 一般 一般	特別 一般	特別一般	—	特別一 般
(削る)					
(略)					
輸出令別表第 1 の 2 の項（ 3 3 ）に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 条第 3 8 号イ（半導体を製造する者を需要者とするものに限る。）又は同号ロに該当するもののうち、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの	特別 一般 一般	特別 一般	特別一般 特定	—	特別一 般 特定
(略)					

[3 の項] ・ [4 の項] (略)

[2 の項]

仕向地 輸出令別表 第 1 項番	い地 域①	い地 域②	ろ地域（ち 地域及びり 地域を除 く。）	ち 地 域	り地域
(略)					
輸出令別表第 1 の 2 の項（ 3 ）に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 条第 3 号に該当するもののうち、 <u>輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が 2 0 キログラム未満のもの</u> （原子炉用のものを除く。）	特別 一般 一般	特別 一般	特別一般	—	特別一 般
<u>輸出令別表第 1 の 2 の項（ 3 ）に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 条第 3 号に該当するもの（原子炉用のものを除く。）</u>	<u>特定</u>	<u>特定</u>	<u>特定</u>	<u>—</u>	<u>特定</u>
(略)					
輸出令別表第 1 の 2 の項（ 3 3 ）に掲げる貨物であって、貨物等省令第 1 条第 3 8 号イに該当するもののうち、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものであって、 <u>半導体を製造する者を需要者とするもの</u>	特別 一般 一般	特別 一般	特別一般 特定	—	特別一 般 特定
(略)					

[3 の項] ・ [4 の項] (略)

[5 の項]

仕向地 輸出令別表第 1 項番	い地域①	と地域②	ち地域
(略)			
輸出令別表第 1 の 5 の項(19)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第 4 条第 16 号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—
<u>輸出令別表第 1 の 5 の項(20)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第 4 条第 17 号に該当するもの</u>	<u>特別一般</u> <u>一般</u>	<u>特別一般</u>	<u>二</u>

[6 の項] (略)

[7 の項]

仕向地 輸出令別表第 1 項番	い地域①	と地域② (と地域③を除く。)	と地域③	ち地域
(略)				
輸出令別表第 1 の 7 の項(2)に掲げる貨物であつて、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特別一般	—
<u>輸出令別表第 1 の 7 の項(10 の 2)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第 6 条第 10 号の 2 に該当するもの</u>	<u>特別一般</u> <u>一般</u>	<u>特別一般</u>	<u>特定</u>	<u>二</u>
(略)				

[8 の項] ～ [1 5 の項] (略)

[別表 B]

[5 の項]

仕向地 輸出令別表第 1 項番	い地域①	と地域②	ち地域
(略)			
輸出令別表第 1 の 5 の項(19)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第 4 条第 16 号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

[6 の項] (略)

[7 の項]

仕向地 輸出令別表第 1 項番	い地域①	と地域② (と地域③を除く。)	と地域③	ち地域
(略)				
輸出令別表第 1 の 7 の項(2)に掲げる貨物であつて、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特別一般	—
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

[8 の項] ～ [1 5 の項] (略)

[別表 B]

[1 の項]					[1 の項]				
外為令別表項番	提供地 い地域①	と地域②	ち地域	<u>ぬ地域</u>	外為令別表項番	提供地 い地域①	と地域②	ち地域	(新設)
外為令別表の 1 の項に掲げる技術であ って、次に掲げる貨物の使用に係るもの					外為令別表の 1 の項に掲げる技術であ って、次に掲げる貨物の使用に係るもの				
輸出令別表第 1 の 1 の項 (1) に 掲げる貨物であって、以下のいず れか に該当するもの (イ) 空気銃、散弾銃、ライフル 銃又は火縄式銃砲であって、 スポーツ用又は狩猟用のもの (ロ) 救命銃、もり銃、リベット 銃その他これらに類する産業 用銃 (ハ) (イ) に掲げるものに用い る銃砲弾 (ニ) (イ) 及び (ロ) に掲げる ものの <u>附属品</u> (暗視機能を有 する装置を 除く。) (ホ) <u>産業用銃 (救命銃、もり銃 又はリベット銃を除く。)</u> 又 <u>は (ハ) 若しくは (ニ) に掲 げるものの部分品</u>	特定	—	—	—	輸出令別表第 1 の 1 の項 (1) に 掲げる貨物であって、以下のいず れか に該当するもの (イ) 空気銃、散弾銃、ライフル 銃又は火縄式銃砲であって、 スポーツ用又は狩猟用のもの (ロ) 救命銃、もり銃、リベット 銃その他これらに類する産業 用銃 (ハ) (イ) に掲げるものに用い る銃砲弾 (ニ) (イ) 及び (ロ) に掲げる ものの <u>付属品</u> (暗視機能を有 する装置を 除く。) (ホ) <u>(イ) から (ニ) までに掲 げるものの部分品</u>	特定	—	—	(新設)
<u>輸出令別表第 1 の 1 の項 (1) に 掲げる貨物のうち、空気銃、散弾 銃、ライフル銃若しくは火縄式銃 砲の部分品 (以上、スポーツ用又 は狩猟用のものに限る。)</u> 又は救	<u>特別一般</u>	二	二	二	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	命銃、もり銃若しくはリベット銃 の部分品				
	(略)				

[2の項] ～ [6の項] (略)

[7の項]

提供地 外為令別表項番	い地域①	と地域② (と地域 ③を除 く。)	と地域③	ち地域
(略)				
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術 であって、次に掲げる貨物の設計又は製 造に係るもの				
輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、 <u>(10の2)</u> 、(15の3)、(16)、 (17)、(17の2)、(18)、(1 9)、(24)又は(25)に掲げる貨 物であって、貨物等省令第6条第1 号カ若しくはヨ、同号イからワまで (貨物等 省令第19条第3項第8 号に規定する技術に該当するものに 限る。)、第2号ヨ、 <u>第10号の2</u> 、 第16号の3、第17号へ(2)か ら(4)まで若しくはルからシまで、 第17号の2、第17号の3、第1 7号の4、第18号の2、第19号	特定	特定	特定	—

	(略)				

[2の項] ～ [6の項] (略)

[7の項]

提供地 外為令別表項番	い地域①	と地域② (と地域 ③を除 く。)	と地域③	ち地域
(略)				
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術 であって、次に掲げる貨物の設計又は製 造に係るもの				
輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、 (15の3)、(16)、(17)、(17 の2)、(18)、(19)、(24)又は (25)に掲げる貨物であって、貨 物等省令第6条第1号カ若しくは ヨ、同号イからワまで(貨物等 省令 第19条第3項第8号に規定する技 術に該当するものに限る。)、第2号 ヨ、第16号の3、第17号へ(2) から(4)まで若しくはルからシま で、第17号の2、第17号の3、第 17号の4、第18号の2、第19	特定	特定	特定	—

イ若しくはホ、第２５号又は第２６号のいずれかに該当するもの				
(略)				
(略)				

号イ若しくはホ、第２５号又は第２６号のいずれかに該当するもの				
(略)				
(略)				

[８の項] ～ [１５の項] (略)

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和６２年１１月６日付け６２貿局第３２２号・輸出注意事項６２第１１号) 別表第１の別紙抜粋)

仕向地及び提供地 国・地域	(略)	ち地域	り地域	ぬ地域
(略)	(略)	(略)		
アメリカ合衆国	(略)			<u>○</u>
アラブ首長国連邦	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
イタリア	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
インド	(略)		○	<u>○</u>
インドネシア	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
英国	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
オーストラリア	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
シンガポール	(略)		○	<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
スウェーデン	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
タイ	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
ドイツ	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
フィリピン	(略)		○	<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		

[８の項] ～ [１５の項] (略)

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和６２年１１月６日付け６２貿局第３２２号・輸出注意事項６２第１１号) 別表第１の別紙抜粋)

仕向地及び提供地 国・地域	(略)	ち地域	り地域	(新設)
(略)	(略)	(略)		
アメリカ合衆国	(略)			(新設)
アラブ首長国連邦	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
イタリア	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
インド	(略)		○	(新設)
インドネシア	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
英国	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
オーストラリア	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
シンガポール	(略)		○	(新設)
(略)	(略)	(略)		
スウェーデン	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
タイ	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
ドイツ	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
フィリピン	(略)		○	(新設)
(略)	(略)	(略)		

フランス	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
ベトナム	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
マレーシア	(略)		○	<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
モンゴル	(略)			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)		
様式第 1 ～様式第 1 4 (略) 様式第 1 4 の 2 <別添 A－2>参照 (削る) (削る) 様式第 1 4 の 5 ～様式第 1 8 (略) 様式第 1 8 の 2 <別添 B－2>参照 (削る) (削る) 様式第 1 8 の 5 <別添 C－2>参照 様式第 1 9 (略) (削る) 様式第 2 1 ～様式第 2 3 (略) 様式第 2 4 <別添 D－2>参照				
フランス	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
ベトナム	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
マレーシア	(略)		○	(新設)
(略)	(略)	(略)		
モンゴル	(略)			(新設)
(略)	(略)	(略)		
様式第 1 ～様式第 1 4 (略) 様式第 1 4 の 2 <別添 A－1>参照 <u>様式第 1 4 の 3</u> (略) <u>様式第 1 4 の 4</u> (略) 様式第 1 4 の 5 ～様式第 1 8 (略) 様式第 1 8 の 2 <別添 B－1>参照 <u>様式第 1 8 の 3</u> (略) <u>様式第 1 8 の 4</u> (略) 様式第 1 8 の 5 <別添 C－1>参照 様式第 1 9 (略) <u>様式第 2 0</u> (略) 様式第 2 1 ～様式第 2 3 (略) 様式第 2 4 <別添 D－1>参照				

様式第１４の２

番号： 受付年月日：

特別一般包括許可に係る届出書

（輸出令別表第１の２の項（３３）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第１条第３８号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの
その他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。）

包括許可番号	
許可年月日	

[提出者] 社名及び代表者名： 住 所： [担当者] 所属部署名、氏名： 電話番号（内線）： メールアドレス：
--

下記の通り届け出ます。

記

番 号	貨物名	仕向地	名称	所在地	需要等の概要	URL	届出企業の属性		
							買主	荷受人	需要者

枠内を記入してください。すでに届出が受理されている企業の記載は不要です。

※個別の取引における商流に限らず予定されている買主、荷受人又は需要者について記載してください。名称、所在地は英語表記としてください。

ただし、中国、台湾又は香港に所在する企業を届け出る場合は、原則として、英語表記の名称に加え、中国語表記の名称も併記してください。

※需要等の概要は、需要者ごとに貨物の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。

※名称の欄に記載した企業のHPが存在する場合はURLを記載してください。

※届出企業の属性は、該当し得る属性の箇所すべてに○を記載してください。

※「半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの」とは、半導体製造装置、半導体製造用の薬液供給装置、半導体製造用の超純水製造装置、露光装置等に組み込まれるものをいいます。また「半導体製造工程に用いられるもの」とは、例えば半導体製造に用いられる装置につながる配管など半導体製造に用いられる装置の外に取り付けられ、使用されるものをいいます。なお、半導体製造用の薬液の製造に用いられるものは当てはまりません。

※欄が不足する場合は行を追加してください。

※過去に届け出した買主、荷受人又は需要者を届出対象から除外する場合は、仕向地、名称、所在地の各欄に当該企業の情報を記載の上、需要等の概要の欄に届出対象から除外する旨を記載してください。

番号： 受付年月日：

(包括許可取扱要領のⅧ 1 (8) の要件に該当する場合に限る。)

包括許可番号	
許可年月日	

メールアドレス :

届出の対象となる貨物及びその仕向地

	貨物及びその仕向地
(A)	輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域(ち地域を除く。)」に輸出する場合
(B)	輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号ロに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「ろ地域(ち地域を除く。)」に輸出する場合
(C)	輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物(貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。)であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」に輸出する場合
(D)	輸出令別表第1の3の2項(2)4に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条の2第2項第4号の2に該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」に輸出する場合

注（１）届出の対象となる貨物及びその仕向地の該当する箇所に○を記載して下さい（項番が異なる貨物を同時に届け出る場合は、項番毎に届出書を分けてください）。

（２）「半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの」とは半導体製造装置、半導体製造用の薬液供給装置、半導体製造用の超純水製造装置、露光装置等に組み込まれるものをいいます。

「半導体製造工程に用いられるもの」とは、例えば半導体製造に用いられる装置につながる配管など半導体製造に用いられる装置の外に取り付けられ使用されるものをいいます。なお、半導体製造用の薬液の製造に用いられるものは当てはまりません。

別紙

番号	貨物名	仕向地	名称	所在地	需要等の概要	URL	届出企業の属性			
							買主	荷受人	需要者	装置納入先

枠内を記入してください。すでに届出が受理されている企業の記載は不要です。

※個別の取引における商流に限らず予定されている買主、荷受人、需要者又は装置納入先（貨物及びその仕向地が（B）又は（C）の場合に限る）について記載してください。名称、所在地は英語表記としてください。

ただし、中国、台湾又は香港に所在する企業を届け出る場合は、原則として、英語表記の名称に加え、中国語表記の名称も併記してください。

※需要等の概要は、需要者（貨物及びその仕向地が（B）又は（C）の場合は装置納入先を含む）ごとに貨物の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。

※名称の欄に記載した企業のHPが存在する場合はURLを記載してください。

※届出企業の属性は、該当し得る属性の箇所すべてに○を記載してください。

※過去に届け出した買主、荷受人、需要者又は装置納入先を届出対象から除外する場合は、仕向地、名称、所在地の各欄に当該企業の情報を記載の上、需要等の概要の欄に届出対象から除外する旨を記載してください。

※欄が不足する場合は行を追加してください。

様式第18の2

年 月 日

特別一般包括許可に係る実績報告書

(輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号イに該当するもののうち、
「ろ地域(ち地域を除く。)」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものであって、半導体を製造する者を需要者とするものに限る。)

(報告の対象となる期間： 年 月～ 年 月)

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

経済産業大臣 殿

提出者

社名及び代表者名

住所

担当者(所属部署名) 、(氏名)

電話番号 、(内線)

メールアドレス

下記のとおり報告します。

記

番号	仕向地	貨物名(型番・等級含む)	メーカー名	数量 単位	単価	総額	買主の名称	荷受人の名称	需要者の名称	需要者の所在地	需要等の概要	通関年月 日	備考

注(1) 本様式に従って、提出者において、報告書を作成してください。

(2) 用紙の大きさは、A列3番(横書き)とします。

(3) 受付年月日は空欄としてください。

(4) 対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載してください。

報告の対象となる期間に報告の対象となる輸出実績がない場合は、表内に実績なしである旨を記載の上、本様式を提出してください。

(5) 同一の契約に係る輸出が複数月にわたる場合は最初の輸出を行った日を基準にまとめて報告してください。

その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。

(6) 需要等の概要は、需要者ごとに貨物の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。

(7) 「半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの」とは半導体製造装置、半導体製造用の薬液供給装置、半導体製造用の超純水製造装置、露光装置等に組み込まれるものをいいます。

また「半導体製造工程に用いられるもの」とは、例えば半導体製造に用いられる装置につながる配管など半導体製造に用いられる装置の外に取り付けられ、使用されるものをいいます。

なお、半導体製造用の薬液の製造に用いられるものは当てはまりません。

(8) 添付資料：需要者から取得した最終用途誓約書の写し

様式第18の2

年 月 日

特別一般包括許可に係る実績報告書
（包括許可取扱要領のⅧ2（2）の要件に該当する場合に限る。）
（報告の対象となる期間： 年 月～ 年 月）

経済産業大臣 殿

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

提出者
社名及び代表者名
住所
担当者(所属部署名) 、(氏名)
電話番号 、(内線)
メールアドレス

下記のとおり報告します。

1. 報告の対象となる輸出実績の有無

実績有り	
実績無し	

2. 報告の対象となる貨物及びその仕向地

	貨物及びその仕向地	
(A)	輸出令別表第1の2の項（33）に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号イに該当するもののうち、「ろ地域（ち地域を除く。）」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半製造工程に用いられるものであって、半導体を製造する者を需要者とする場合	
(B)	輸出令別表第1の2の項（33）に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号ロに該当するもののうち、「ろ地域（ち地域を除く。）」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられる場合	

(C)	輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物(貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。)のうち、「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられる場合	
(D)	輸出令別表第1の3の2項(2)4に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条の2第2項第4号の2に該当するもののうち、「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものであって、半導体を製造する者を需要者とする場合	

注 (1) 本様式に従って、提出者において、報告書を作成してください。

(2) 用紙の大きさは、A列3番(横書き)とします。

(3) 受付年月日は空欄としてください。

(4) 1. 報告の対象となる輸出実績の有無は、該当する箇所に○を記載してください。また、輸出実績が有りの場合は、2. 報告の対象となる貨物及びその仕向地の該当する箇所に○を記載して下さい(複数箇所への記載可能)。

(5) 「半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの」とは半導体製造装置、半導体製造用の薬液供給装置、半導体製造用の超純水製造装置、露光装置等に組み込まれるものをいいます。

「半導体製造工程に用いられるもの」とは、例えば半導体製造に用いられる装置につながる配管など半導体製造に用いられる装置の外に取り付けられ使用されるものをいいます。なお、半導体製造用の薬液の製造に用いられるものは当てはまりません。

(6) 添付資料：需要者から取得した最終用途誓約書の写し

別紙

報告の対象となる貨物及びその仕向地の番号	
----------------------	--

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮
番号	仕向地	貨物名（型番・等級含む）	メーカー名	数量単位	単価	総額	輸出令別表第一	買主の名称	荷受人の名称	需要者の名称	需要者の所在地	需要等の概要	通関年月日	備考

注（１）報告の対象となる貨物及びその仕向地の番号（（Ａ）から（Ｄ））が複数存在する場合は、番号毎に別紙をまとめてください。

（２）対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載してください。

（３）同一の契約に係る輸出が複数月にわたる場合は最初の輸出を行った日を基準にまとめて報告してください。

その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。

（４）報告の対象が表紙の２．（Ｂ）又は（Ｃ）に該当し、需要者が輸出貨物を組み込んだ半導体製造に用いられる装置を半導体を製造する者（「装置納入先」という。）に販売する場合、⑪及び⑫には、需要者と装置納入先の名称、所在地、概要を各欄に併記してください。

（５）⑬には、需要者ごとに貨物の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。なお、報告の対象が表紙の２．（Ｂ）又は（Ｃ）に該当する場合、需要者又は装置納入先ごとに貨物の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。

様式第18の5

年 月 日

特別一般包括許可に係る実績報告書

(輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物又は当該貨物の使用に係るプログラムのうち、
「へ地域(ち地域を除く。)」を仕向地又は提供地とする高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。)

(報告の対象となる期間： 年 月～ 年 月)

経済産業大臣 殿

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

提出者

社名及び代表者名

住所

担当者(所属部署名) 、(氏名)

電話番号 、(内線)

メールアドレス

下記のとおり報告します。

記

番号	仕向地 又は提 供地	貨物名(型 番・等級含 む)又は技 術名	メーカー 名又は提 供者名	数量 単位	単価	総額	買主又は 取引の相 手方の名 称	荷受人の 名称	需要者又は利 用する者の名 称	需要者又は利用 する者の所在地 及び設置(使 用)場所	需要等の概要	通関年月 日	備考

注(1) 本様式に従って、提出者において、報告書を作成してください。

(2) 用紙の大きさは、A列3番(横書き)とします。

(3) 受付年月日は空欄としてください。

(4) 対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載してください。

報告の対象となる期間に報告の対象となる輸出実績又は提供実績がない場合は、表内に実績なしである旨を記載の上、本様式を提出してください。

(5) 同一の契約に係る輸出又は技術の提供が複数月にわたる場合は最初の輸出又は技術の提供を行った日を基準にまとめて報告してください。

その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は技術の提供がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。

(6) 需要等の概要は、需要者又は利用する者ごとに貨物等の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。

(7) 添付資料：需要者又は利用する者から取得した最終用途誓約書の

様式第18の5

年 月 日

特別一般包括許可に係る実績報告書

（輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物又は当該貨物の使用に係るプログラムのうち、
「へ地域（ち地域を除く。）」を仕向地又は提供地とする高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。）
（報告の対象となる期間： 年 月～ 年 月）

経済産業大臣 殿

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

提出者
社名及び代表者名
住所
担当者(所属部署名) 、(氏名)
電話番号 、(内線)
メールアドレス

下記のとおり報告します。

記

番号	仕向地 又は提 供地	貨物名（型 番・等級含 む）又は技 術名	メーカー 名又は提 供者名	数量 単位	単価	総額	買主又は 取引の相 手方の名 称	荷受人の 名称	需要者又は利 用する者の名 称	需要者又は利用 する者の所在地 及び設置（使 用）場所	需要等の概要	通関年月 日	備考

注（１）本様式に従って、提出者において、報告書を作成してください。
（２）用紙の大きさは、A列3番（横書き）とします。

(3) 受付年月日は空欄としてください。

(4) 対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載してください。

報告の対象となる期間に報告の対象となる輸出実績又は提供実績がない場合は、表内に実績なしである旨を記載の上、本様式を提出してください。

(5) 同一の契約に係る輸出又は技術の提供が複数月にわたる場合は最初の輸出又は技術の提供を行った日を基準にまとめて報告してください。

その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は技術の提供がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。

(6) 需要等の概要は、需要者又は利用する者ごとに貨物等の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。

(7) 添付資料：需要者又は利用する者から取得した最終用途誓約書の写し

様式第24

年 月 日

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可による取引実績

（期間： 年 月～ 年 月）

経済産業大臣 殿

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

提出者
社名及び代表者名
住所
担当者(所属部署名) 、 (氏名)
電話番号 、 (内線)

記

1. 買主（提供先）の名称及び所在地

名称	
住所	

2. 荷受人の名称及び所在地

名称	
住所	

3. 需要者の名称及び所在地

名称	
住所	

4. 輸出（提供）の内容

No.	輸出令別表第1 番号又は外為令 別表番号		省令番号		貨物名（型番・等級含む）又はプログラム 名				数量 （単位）	単価 （単位）	総額 （単位）	需要等の概要（貨物又は提供するプログ ラムの使用目的及び使用方法等）		通関又は提供年月日	
番号	仕向地又は 提供地	貨物名（型番 ・等級含む） 又は技術名	メーカー名 又は提供者 名	数量 単位	単価	総額	買主又は取 引の相手方 の名称	荷受人の名 称	需要者又は利用す る者の名称	需要者又は利用す る者の所在地及び 設置（使用）場所	需要等の概要	通関年月日	備考		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 注（１）同一の買主、荷受人、需要者に係る取引実績を記載してください。
- （２）同一需要者向けであって、買主及び荷受人が異なる取引がある場合は、本資料を商流毎に作成して下さい。
- （３）許可申請日前１年以内の実績を記載してください。
- （４）通関又は提供年月日欄について、ストック販売の場合は取引年月日を記載してください。
- （５）用紙の大きさは、Ａ列３番（横書き）とします。

様式第24

年 月 日

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可による取引実績

（期間： 年 月～ 年 月）

経済産業大臣 殿

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

提出者
社名及び代表者名
住所
担当者(所属部署名) 、（氏名）
電話番号 、（内線）

記

1. 買主（提供先）の名称及び所在地

名称	
住所	

2. 荷受人の名称及び所在地

名称	
住所	

3. 需要者の名称及び所在地

名称	
住所	

4. 輸出（提供）の内容

No.	輸出令別表第1 番号又は外為令 別表番号	省令番号	貨物名（型番・等級含む）又はプログラム 名	数量 （単位）	単価 （単位）	総額 （単位）	需要等の概要（貨物又は提供するプログラムの使用目的及び使用方法等）	通関又は提供年月日

- 注（1）同一の買主、荷受人、需要者に係る取引実績を記載してください。
- （2）同一需要者向けであって、買主及び荷受人が異なる取引がある場合は、本資料を商流毎に作成して下さい。
- （3）許可申請日前1年以内の実績を記載してください。
- （4）通関又は提供年月日欄について、ストック販売の場合は取引年月日を記載してください。
- （5）用紙の大きさは、A列3番（横書き）とします。

「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（平成 24 年 3 月 23 日付け輸出注意事項 24 第 24 号）

改 正 後	現 行
1. 輸出者等が確認すべき事項 (5) 需要者の確認 1) (略) 2) 通常兵器 輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が輸出令別表第 3 の 2 に掲げる地域を仕向地等とする場合は、輸出しようとする貨物の需要者又は提供しようとする技術の利用者が、以下の①又は②のいずれかに該当するかを確認し、該当する場合は（6）の確認を行うこと。 また、輸出令別表第 1 の 16 の項（1）に掲げる貨物又はこれらの貨物に関する技術が輸出令別表第 3 及び別表第 3 の 2 に掲げる地域以外の地域を仕向地等とする場合も、以下の①又は②のいずれかに該当するかを確認し、該当する場合は（6）の確認を行うこと。 なお、1) 及び 2) のいずれにも該当しない場合は、3. の経済産業大臣からの通知があった場合を除き、核兵器等に係る補完的輸出規制及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する許可申請を行う必要はない。 ① (略) ② 当該技術を利用する者が、通常兵器開発等告示に規定する通常兵器の開発等を行う又は行ったことを知ったとき 注 1) (略) 注 2) 上記の「知ったとき」とは、当該貨物の需要者又は当該技術を利用する者が外国ユーザーリスト（<u>令和 7 年 9 月 29 日付け 20250922 貿局第 1 号</u>）に掲載されている場合を含む。 注 3) (略)	1. 輸出者等が確認すべき事項 (5) 需要者の確認 1) (略) 2) 通常兵器 輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が輸出令別表第 3 の 2 に掲げる地域を仕向地等とする場合は、輸出しようとする貨物の需要者又は提供しようとする技術の利用者が、以下の①又は②のいずれかに該当するかを確認し、該当する場合は（6）の確認を行うこと。 また、輸出令別表第 1 の 16 の項（1）に掲げる貨物又はこれらの貨物に関する技術が輸出令別表第 3 及び別表第 3 の 2 に掲げる地域以外の地域を仕向地等とする場合も、以下の①又は②のいずれかに該当するかを確認し、該当する場合は（6）の確認を行うこと。 なお、1) 及び 2) のいずれにも該当しない場合は、3. の経済産業大臣からの通知があった場合を除き、核兵器等に係る補完的輸出規制及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する許可申請を行う必要はない。 ③ (略) ④ 当該技術を利用する者が、通常兵器開発等告示に規定する通常兵器の開発等を行う又は行ったことを知ったとき 注 1) (略) 注 2) 上記の「知ったとき」とは、当該貨物の需要者又は当該技術を利用する者が外国ユーザーリスト（<u>令和 7 年 1 月 31 日付け 20250123 貿局第 1 号</u>）に掲載されている場合を含む。 注 3) (略)